

地域経済の循環と活性化を支援する補助金

～対象企業に対し上限額500万円の補助金をそれぞれ交付！

優遇税制(P7~P8)や、奨励金(P9~P10)との併用が可能！～

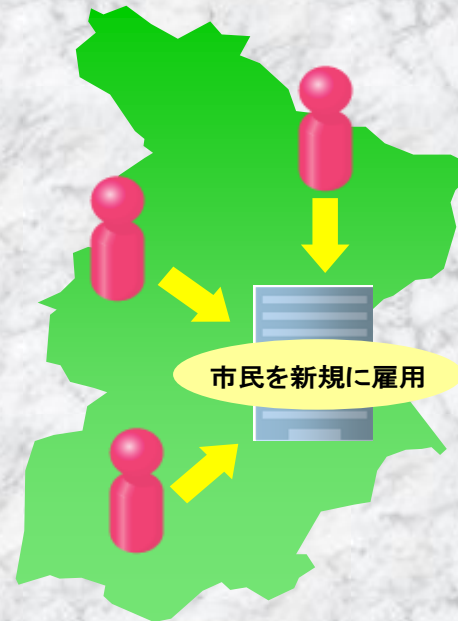
・製造業又は学術・開発研究機関
・卸売業の本社
以上のいずれかを営む事業者が、市内で事業所の新設または拡張を行い、それに伴って新たに市民を正規雇用した場合（市内全域が対象）

※ 事業所の床面積要件や、新規に雇用した市民の雇用期間についての要件などがあります(P13)



一人につき10万円（障がい者の場合は15万円）の補助金を交付
上限額500万円

地元雇用促進補助金



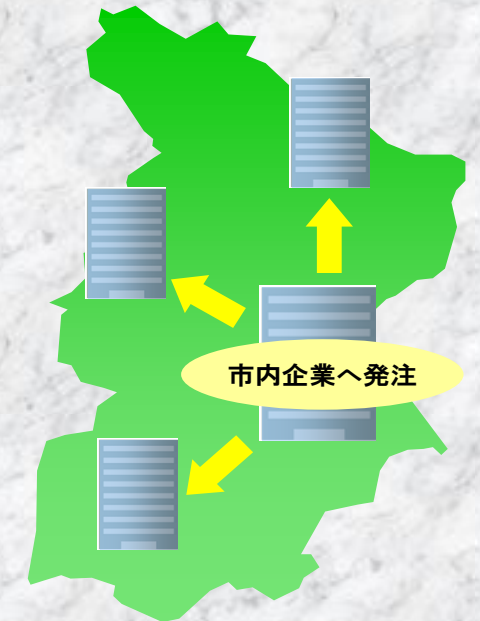
市内で事業所の新設または拡張を行った事業者が、その後、継続的に他の市内企業に一定額以上の発注を行った場合（市内全域が対象）

※ 事業所の床面積要件や、市内企業への発注額についての要件などがあります(P14)



取引先一社につき50万円の補助金を交付
上限額500万円

地元企業発注促進補助金



市内に製造拠点や研究開発拠点を置く事業者が、周辺地域に対して、騒音、振動、悪臭を防止するための設備の設置等を行った場合（市内全域が対象）

※ 周辺環境に対する騒音、振動、悪臭の数値についての要件などがあります(P14)



設備設置費用の2分の1を補助金として交付
上限額500万円

企業定着型環境配慮事業補助金



市内に本社を置く事業者や事業者団体が、他の企業や大学、研究機関などと共同で、新製品や新技術についての研究開発事業を行った場合（市内全域が対象）

※ 事業計画に対して事前に市の認定を受けることが必要です(P14)



研究開発費用の2分の1を補助金として交付
上限額500万円

地元企業等共同研究開発事業補助金



＜各制度内容の詳細、申請手続などについてはP13～P14をご覧ください＞